事前に頂いた意見・要望等に対する回答(4回の説明会共通)

- (意見)事業決定には住民の参加がないのではないか。
- (回答)案を作成する過程において、地元説明会、公聴会、実施計画書に対する意見書の受付、意見交換会など、さまざまな住民参加の機会を設けてきております。また、そのような機会ではその時々における計画や環境の情報提供にも努めてきたところです。

今後とも理解と協力が得られるよう、機会をとらえて努力してまいります。

- (意見)海上の森の自然環境を破壊することは、多くの県民の自然享有権を奪うものである。
- (回答)新住事業や名古屋瀬戸道路は、名古屋東部丘陵地域の整備を進める上で、欠くことのできない 事業と考えています。自然環境への影響をできるだけ小さくするよう計画案を検討したものであ り、環境影響評価の結果必要となった環境保全措置を着実に実施してまいります。
- (意見)実施計画書の確定を待たない準備書の縦覧は問題である。
- (回答)環境影響評価法においても、実施計画書の確定という手続きはなく、実施計画書の意見に対する事業者の見解は準備書の中で明らかにすることとなっています。今回の手続きにおいても、縦覧に併せ見解を閲覧できるようにするとともに、インターネットにおいても公開しています。
- (意見)説明会は縦覧期間内に限定せず、県民が十分検討する期間をとり、土・日曜日に名古屋市を含む主要都市で開催すること。また、土・日曜日も縦覧すること。
- (回答)都市計画は地元に密着した事業であり、従来から計画地付近において説明会を開催しています。ただし、今回の案件についてはその開催の周知を新聞紙上でも行っており、参加者を限定するものではありません。また、地元の小学校の他、瀬戸市、豊田市の中心部においても開催しています。縦覧については、通常の業務時間内で行うことが原則ですが、土・日曜日や時間外の要望があれば県で個別に相談に応じます。
- (意見)貸出し準備書の部数が少ないので借りられず、意見を言えない。
- (回答)環境影響評価の概要を理解して頂けるよう「環境影響評価のあらまし」を作成し、希望者に配布しています。また、貸出用として準備書を30セット用意しておりますが、一時的に希望者が集中し不足したため増刷等によりご希望に応じられるよう努力しています。
- (意見)意見書の提出期限を1ヶ月延ばしてほしい。
- (回答)現行の都市計画手続き上、意見書の受付は2週間とされていますが、今回の案件につきましては博覧会との連携により、実質1ヶ月と2週間としています。 なお、環境影響評価法においても意見書の受付は1ヶ月と2週間であり、実質的に環境影響評価法と同様の手続きを実施していますので、ご理解をいただくようお願いします。
- (意見)博覧会と地域整備事業の説明会は別々に開催して欲しい。
- (回答)地域整備事業と博覧会の環境影響評価は、対象となる事業の場所、環境影響評価を実施する時期が重なり、内容的にも関連があり、両者の連携を図ることとしたもので、両事業を併せて説明することが住民の方々のご理解も深まるものと判断しました。

- (意見)今までの住民意見をどのように準備書に反映したのか。
- (回答)具体的には、新住事業では北海上川支流沿いの改変を低減するため新たに緑地を計画したり、 活断層上の土地利用に配慮しました。

また、名古屋瀬戸道路に関しては、八草インターチェンジ付近の住宅地からできるだけ離隔を確保するようランプ形状を配慮致しました。

その他、環境影響評価においては、日照阻害の項目の追加、現地調査の充実、現地での環境 調査の実施、分かりやすい動植物の分布図の作成、三事業の影響についての説明資料の作成 など、公述意見や実施計画書に対する意見に対応しました。

[博覧会協会より回答]

- (意見)会場計画が確定していないのに環境影響評価を行うのはおかしい。
- (回答)博覧会事業の計画は参加国の意向を反映すること等により熟度が高まるという特性から、事業計画については適宜修正を行っていくものです。このことは、環境影響評価における予測・評価等の過程で得られた環境保全措置の検討結果等を随時会場計画にフィードバックすることが可能になることにより、さらに環境影響の回避・低減に努めることが可能であると考えています。
- (意見)会場計画の複数案を検討しないのは通産省要領に反する。
- (回答)現段階では十分な複数案の検討を準備書にお示しすることはできませんでした。しかし、会場候補地の面積・土地利用区分など、これまでの会場計画の検討経緯を具体的に記載するとともに、会場基本計画の策定過程において複数案の検討を行った事項については準備書に記載しました。

また、環境要素ごとの環境保全対策の検討については、会場計画の検討熟度を勘案し、大きめの値や範囲で予測・評価を行い、計画策定上の制約条件等を明らかにすることを意図したものであり、今後、環境保全措置についての複数案の比較検討を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、適切な措置を講じていくこととしています。

- (意見)縦覧期間、説明会回数を限定しないでほしい。
- (回答)縦覧については、今後も貸出し等のご希望に添うように用意します。また、個別に意見交換の要請があればできるかぎり応じていきたいと思います。

なお、インターネット等で情報を公開し、「エキスポの耳」等により意見を聞く仕組みも設けております。